

1 成すものには合同すべきであると思ふ。(北海道農業)

2 △ 農作組合の合同は大勢となつて来たのであるが、一貫して

3 して大同につぎ全国的大同団結をなして来り、今、その

4 地方的に熟したるものは、すべからずである。政党の合同には

5 反対である。それはまた合同の時期ではない。(茨城県)

6 △ 組合を合同せしめて然るに政党を兼ねるとするは、陸

7 海軍が、おもしろく見做されてゐるから注意を要する。組

8 合の合同は「農作」は農民党を独自の依りとする。

9 △ 農作組合の合同は全国的大勢であると思つてよい。政

10 府合同の目標は通せん、本部の幹部は一任して置く。か